

市県民税の申告のお知らせ

2月4日から、60年度の市県民税申告相談が始まります。個人の市県民税は、市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっています。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします。

市県民税 申告相談日		
各地区的申告相談日は次のとおりです		
期日	受付相談区域 (行政区域町内別)	場所
2/4 (月)	午前 岩本、清水川、橋桁	矢立公民館
	午後 松原、寺ノ沢、陣場	
	5 午前 中羽立、長走、日景温泉	
	午後 白沢	
6 (火)	午前 本郷上、繁沢	花矢支所
	午後 本郷下、土目内	
	7 午前 二井山、観音堂、鳥内	
	午後 十三森、大森、神山、姥沢	
8 (水)	午前 泉田、桜町、猫鼻	
	午後 大森団地	
9 (木)	午前 長森、白根山、泉田・花岡各	
	午後 団地、神山社宅、前田、柏田	
10 (金)	午前 町、中台	
	午後 高村、杉沢	
11 (月)	午前 四羽出	
	午後 館、比内前田、大子内	
12 (火)	午前 下村、本宮	
	午後 小坪川原、下川原	
13 (水)	午前 大滝1区、道日木	
	午後 大滝2区、浦山	
14 (木)	午前 軽井沢、平内	
	午後 別所、猿間	
15 (金)	午前 曲田、沢尻	
	午後 葛原、	
16 (土)	午前 下町、中町	
	午後 上町、上新町	
<p>◆申告時間 午前……9時30分から正午まで 午後……1時から4時まで</p> <p>※2月18日以降の申告相談日については次号でお知らせします。</p> <p>◆申告相談の問合せ先 税務課民税保険係 ☎49-3111 内線230、231</p>		

税務署から所得税の確定申告書の郵送されている方は、税務署へ申告してください。

譲渡所得のある方で、税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありませんが、農業所得について前もつて相談を受けるときは、早めにおいでください。

確定申告(所得税) 対象の方

譲渡所得の申告

- ◆所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- ◆給与所得者で、勤め先(事業所)から給与支払報告書を提出されている方で、給与以外の所得のない方。ただし、前年に災害を受けたことによる雑損控除や、本人または家族の医療費控除を受けようとする方は、そのための申告が必要です。

- ◆申告書と印鑑(申告書には住所、氏名を記入してください)。
- ◆五十九年中に支払った医療費、生命保険料、国保または社会保険料の支払いを証明するもの。
- ◆五十九年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた方は、それを証明できるもの。

- 農業所得も他の所得と同様、個々の収支を明確に記帳していない方の収支を正確に記帳していなければ、農業所得の納稅義務者ごとに収支決算をして算定するのが原則ですが、農業所得のために、市では今年も「農業所得標準」を作成し、申告相談に応じてくれる方は、次の点にご注意ください。



- ◆六十年一月一日現在、大館市に住んでおり、五十九年中(一月~十二月)に所得のあった方。
- ◆給与所得者で、給与のほかに地代、家賃、農業などの所得のある方。
- ◆大館市に住んでいないが、六十年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方。

申告しなければならない方

正しい申告を 期限内に

・給与所得者で給与以外の所得のある方は、源泉徴収票。

・営業者は、申告書に同封された決算書(記入のうえ)と関係書類または帳簿など。

・大型農機具を購入した方は、それを見せて持参しない場合は、すべて控除にはなりません。

▼標準外経費として別途控除する動力耕耘機、田植機、コンバイン、トラクター等の大型農機具や農業用の自動車を所有している方は、取得年月、取得価格、年式車名、自動車税額などを証明できるものを持参願います。

農業所得者の皆さんへ

▼申告書に同封されている「農業所得のある方へ」を記入のうえ、申告日に持参願います。

営業所得者の皆さんへ

▼申告書に同封されている「農業所得がある方へ」を記入のうえ、申告書に添付してください。(五十九年中に新たに事業を開始した方で、税務課へ連絡してください)

申告しなければならない方

正しい申告を 期限内に

・給与所得者で給与以外の所得のある方は、源泉徴収票。

・営業者は、申告書に同封された決算書(記入のうえ)と関係書類または帳簿など。

▼臨時雇人費は標準内経費に算入されています。しかし、特殊な事情がある方は雇人控帳、作業内容、支払金額等の説明ができる資料を持参願います。資料を持参しない場合は、すべて控除にはなりません。